

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年4月9日

大阪税関長 日置重人

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原因	蔵置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
アトム・ロジスティクス株式会社 大阪府大阪市港区築港二丁目1番2号第一大阪港ビル1階A号室	アトム・ロジスティクス株式会社 梱包工場 大阪府大阪市住之江区北加賀屋5丁目4番89号	廃業	—	令和8年 3月31日